**有田ふるさと納税お礼の品事業者（ふるさと事業者）募集要項**

**（農産品・肉類）2019年**

ふるさと納税制度による有田町への寄附促進及び有田町の魅力や地元製品のＰＲ、販売促進を図るため、有田町へふるさと納税を行った寄附者に対して贈る商品及びサービス「ふるさと有田特産品」（以下「お礼の品」という。）の提供に協力いただける事業者（以下「ふるさと事業者」という。）及びお礼の品を募集します。

**１．募集期間**

２０１９年４月１日から　２０２０年３月３１日まで

**２．応募方法**

1. 募集要領に添付している（様式第１号）申請書に必要事項を記入し、必要書類（特産品の紹介文及び写真データ、） を添えて有田商工会議所まで持参又はメールで提出ください。
2. 上記の募集期間内に必着厳守下さい。

**３．応募の要件**

1**．**ふるさと事業者は、事業者については、本店、支店、営業所のいずれかを、有田町内に有する事業者。ただし、本町の特産品を扱っており町長が特に認めた場合は、この限りではありません。

2．お礼の品については、総務大臣が定める基準に沿った製品・サービス等とし、有田町で生産、製造、加工、販売、サービスが提供されており、全国に向けて、有田町の魅力発信に繋がるような商品とします。（県外産は対象外とし、産地を必ず記載してください）

　　3.　お礼の品点数については、1事業者当り原則５点までとします。（事業者数が多いため、上限を設ける）但し、当所が必要と認めた場合はこの限りではありません。

**４．ふるさと事業者及びお礼の品の承認**

1. ふるさと事業者及びお礼の品につきましては、選考委員会においてその承認について選考を行います。
2. 選考委員会における選考結果については、選考委員会開催後に申請者へ通知いたします。
3. 承認を受けたふるさと事業者は有田商工会議所と特産品の配送等に係る業務委託契約を締結します。
4. 選考委員会が、ふるさと事業者又はお礼の品として適当でないと認めた場合は、承認せず、また承認を得た後であっても総務省及び関係省庁等の指導等があった場合や寄附者からの指摘等により適当でないことが判明した場合には、承認を取り消すことがあります。

**５．契約・支払方法**

1．お礼の品の購入については協議により決定します。寄附金額については、原則、商品価格（消費税を含む）を３０％で割り戻した額を設定します。（商品価格・寄附金額一覧については別紙参照）

お礼の品価格は、原則、447,000円までとします。（価格は商品代、消費税を含む）送料等は実費別請求とします。なお、複数の商品・サービス組み合わせて提供するお礼の品の場合、２か所以上から発送する場合であっても、を送料一ヵ所分のみの支払いとします。

　　　お礼の品価格は、最終的に当所と事業所で協議し確定させていただきます。

2．商品は、「単品」「詰め合わせ」のどちらでも構いません。

　 3．お礼の品発注は、有田商工会議所より、原則、電子メールにてお知らせします。（電子メールの利用が不可の場合はＦＡＸも認めます）

※通信手段が整っている事を必須とします。なお不備があるところは解除致します。

4．**発送予定前日または商品を発送したら速やかに、**発送先、発送商品名、発送日時、伝票番号を有田商工会議所へ報告してください。連絡の方法は電子メールかFAXとし、発送日の遅くとも17時までに報告することとします。連絡が無い場合や報告が遅い事業所は登録を解除する場合があります。

5．事業者は、お礼の品の数量及び金額を毎月25日締め、有田商工会議所に翌月1日までに請求書を提出してください。但し、年度末の3月は月末締めとします。

6．有田商工会議所は、1日までにいただいた請求金額を当月末に事業者へ支払います。

**６．ふるさと事業者のメリット**

1. 承認されたお礼の品については、ふるさと納税サイトに特産品名及び画像等を掲載します。
2. 町の依頼に基づき、寄附者へお礼の品を送付する際に、ふるさと事業者のパンフレットなどを同封し、事業者のＰＲ や販売促進活動を広く行うことができます。

**７．個人情報の取扱い**

1. 本事業で得た個人情報の扱いについては、有田町個人情報保護条例及び関係法令を遵守しなければならず、業務の遂行にあたり当所が提供 した寄附者の個人情報については、お礼の品の送付以外の目的に使用することはできません。ただし、寄附者からふるさと事業者へ直接連絡があった等の経緯により改めて入手した個人情報についてはこの限りではありません。

**８．その他留意事項**

1. その他応募及び業務の遂行に必要な事項については、有田商工会議所とふるさと事業者双方で協議のうえ適切に対処することとします。
2. 募集期間内に応募があった順（商工会議所に到着順）に、事業所及びお礼の品の審査を行い、順にふるさと納税ポータルサイトでの公開を開始いたします。情報公開までにはデータの調整等システム的な時間が必要となるため、順次情報を公開していきます。なお、特別な事情がある場合を除き、ポータルサイトへの掲載開始時期を指定することはできません。
3. ふるさと納税ポータルサイト『さとふる』に掲載している全く同じお礼の品は、原則、出品することができません。